

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(案)に関する 市民意見公募実施結果

□意見等の募集期間：令和8年9月15日～令和8年10月14日

□意見等の受付件数：1人、8件

1. 提出された意見等を項目ごとに整理し、意見等の概要として掲載します。

(1) 目標年間農業所得について

No.	提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	農業は、自然災害などによる大幅な減収リスクがつきまとうため、他産業からの転職（新規就農）を呼び込めるよう、より魅力的な年間農業所得を目標として設定すべきである。	目標年間農業所得の設定にあたっては、県の基本方針に基づき、過去3か年の平均所得率（収入に対する所得の割合）を用いて算出しております。また、収入及び所得の動向については、隣接する前橋市との比較検証を行いました。過去3か年の平均値を採用することで、突発的な気象災害などによる減収リスクが平準化され、実態に即した現実的な目標値の策定が可能となり、安定的な農業経営を促す指標として、本案の目標値は妥当なものであると考えております。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標について

No.	提出いただいた意見等の概要	市の考え方
	若者に他産業から転職、参入したくなるよう、より魅力的な（高水準の）年間農業所得の目標を設定すべきである。	目標年間農業所得の設定にあたっては、県の基本方針に基づき、経営開始5年後に農業で生計が成り立つ指標として、認定農業者の5割程度を基準としております。こ

2		れに基づき、県の基本方針に示されている一人あたりの目標年間農業所得５００万円の５割にあたる２５０万円を目標値として採用いたしました。この２５０万円という額は、本市が設定している一人あたりの目標年間農業所得４４０万円に対して約５.６割に相当することから、県の示す５割程度という基準に準拠しつつ、より実態に即した６割という割合を設定しております。新規就農者が５年後に農業で自立し、安定的な経営を継続していくための現実的な指標として、本案の目標値は妥当であると考えております。
3	「新規就農相談窓口」の設置場所を明確にした方がよいのではないか。また、主たる支援者の設定やスキルアップについても記述してほしい。	市として、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことは重要であると考えております。ご指摘のとおり、基本構想内の記載を次のとおり一部修正いたします。 <修正箇所> 基本構想（案）P. 5 第１６「（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取組」内 <修正前> 「就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。<u>そのため、「新規就農者相談窓口」を開設し、就農希望者に対して、農業委員会や渋川地域農業課、農業協同組合等関係機関が連携して就農を支援する。就農後も、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。」</u> <修正後> 「就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要であ

		る。<u>そのため、市（農林課）に「新規就農相談窓口」を開設し、就農希望者に対して、農業委員会や渋川地域農業課、農業協同組合等関係機関が連携して就農を支援する。就農後も関係機関が一丸となって本市農業の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。」</u>
4	企業の経営を目指せるよう支援、企業の経営者の育成を図ってほしい。	個別経営（家族経営）において一定以上の規模拡大には、構造的な課題が生じてくる側面もあるため、経営の法人化や組織化といった企業の仕組みへの移行は必要であると考えます。県の基本方針に倣いつつ、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図れるよう取り組んでまいります。

（３）農用地の利用の集積に関する目標について

No.	提出いただいた意見等の概要	市の考え方
5	農地集積は農地転用と併せて推進してほしい。混住化が進む地域では近隣住民からの苦情により作業がしづらい状況にある。優良農地の地区には農地転用で建物等が建たないように区分を明確にしてほしい。	基本構想では、農地の集積と農地転用を同時に推進するのではなく、農地の集積、集約化を最優先としています。農地転用については関係法令に基づき、厳格な制限、適正な管理を行ってまいります。また、将来にわたって守るべき優良農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域（青地）に指定して厳格に保護、維持しなければならないとされており、本案のとおり記載とさせていただきます。

(4) 農地利用集積円滑化事業に関する事項について

No.	提出いただいた意見等の概要	市の考え方
6	農地利用集積円滑化事業に関する事項が（案）のどこに記載があるのか。	ご指摘のとおり、募集の趣旨と関係のない不適切な項目が設置されておりました。

(5) 見直しの趣旨等について

No.	提出いただいた意見等の概要	市の考え方
7	基本構想見直しの主な概要や関連データのグラフ化をしてほしい。	ご指摘のとおり、これまでの目標値がどのように変わってきたのかを視覚的に分かりやすく示すことは、計画を共有する上で大切であると考えております。しかしながら、本構想は農業経営基盤強化促進法に基づき、国や県の示す算定基礎に準拠して策定することが定められた法定計画です。ここに示された所得や労働時間などの数値は、過去からの推移予測ではなく、県の基本方針に基づき、本市が現在から10年後を見据えて、新たに一元的に設定すべき目標値という位置づけになります。従いまして、制度の趣旨から、過去の計画との比較をグラフ等で掲載することは想定されておらず、基本構想におきましては、正確性を期すための表や文言による記述をしております。見直しの概要につきましても、国や県の提示基準に即した必要十分な内容となっておりますので、本案のとおり記載としております。

(6) その他の項目について

No.	提出いただいた意見等の概要	市の考え方
8	文章は簡潔に分かりやすい書き方にしてほしい。	ご指摘のとおり、本基本構想は農業経営基盤強化促進法や国、県の基本方針に基づき、策定する法定計画という性格を持っています。そのため、法的な解釈の齟齬や誤解を防ぐ目的から、公的な専門用語や厳密な表現を用いる必要があります。専門的で分かりづらい部分もあるかと存じますが、計画の厳密性を担保するための表現であることをご理解いただけますと幸いです。